

# 新型コロナウイルスの感染防止に伴う 電話再診による処方箋交付について

令和2年2月27日の厚労省の通達により、高齢者・基礎疾患を有する方につきましては医療機関を受診しなくてもよいように、継続的な診療、服薬については、医師の判断で電話による診療、処方箋の発行が出来る事になりました。

## 【対象の方】

- ◇ 総合診療科（内科）を受診されている方
- ◇ 医師の判断により症状が安定している方
- ◇ 一度でも直接先生にお会いしている方
- ◇ 定期的に受診されている方
- ◇ 長期に同じ薬を服用されている方（対象となる薬は定期処方のみ）  
※臨時薬、風邪薬等、一部の薬剤は対象外



◇開始日 令和2年4月13日（月）～

◇問い合わせ先 046-876-3811（代表）  
※必ず「電話再診希望です」と伝えて下さい。

◇問い合わせ対応時間

## 【総合診療科（内科）】

平日：月～金の午前中（土日・祝祭日は行っておりません。）

※午後ご希望の方は、事前にお問い合わせ下さい。（訪問診療等に対応出来ない場合がございます。）

◇電話再診時間：外来担当表をご参照ください。（診療時間内で受付順です。）

## • 精算について

電話再診当日の9:00～12:00及び14:00～16:00の間に  
お支払いにいらして下さい。診察券、保険証（医療証含む）も持参下さい。

## • 処方箋FAXについて

電話にてお問い合わせの際、送って頂きたい薬局名・FAX番号をお伝え下さい。  
（※FAX番号等、伝え間違えた場合は自己責任でお願い致します。）

※処方箋の有効期間は診療日を含め4日間です。

上記内容にて何かご不明な点がございましたら、受付までお問い合わせ下さい。